# CIRJE-J-79

# 1837-39 **年恐慌とサフォーク・システム** 一商業銀行による「最後の貸手」機能の展開

東京大学大学院経済学研究科 大森拓磨

2002年6月

このディスカッション・ペーパーは、内部での討論に資するための未定稿の段階にある論文草稿である。著者の承諾なしに引用・複写することは差し控えられたい。

# 1837 39 年恐慌とサフォーク・システム

~一商業銀行による「最後の貸手」機能の展開~

#### 大森 拓磨

(東京大学 大学院経済学研究科・経済学部助手)

#### 【要旨】

本論では、1837 39年恐慌の襲来に対して、ニューイングランド(NE)のサフォーク・システムが、地域単位でどこまで NE の通貨・信用秩序の不安定性を防衛できたのかを実態分析する。また、この過程で、システムを運営する NE 所在の商業銀行、The Suffolk Bankが、中央銀行なき当時の状況下で、中央銀行的な役割、特に、「道義的説得」と「最後の貸手」機能とを、各種公権力の後援を受けつつ、地域単位で自発的に展開した点を明示する。

サフォーク・システムの「自生性」は、いわゆるフリーバンキング論をめぐる擁護・批判のどちらにも有力な歴史的論拠として引き合いに出され、特異な性格を帯びる。本分析によって、この「自生性」が、フリーバンキング擁護の事例としての性格を持つものではなく、むしろ、フリーバンキング批判の観点から、「通貨・信用秩序の不安定性に対処する形で、試行錯誤しつつ自発的に展開された、中央銀行の生成に繋がろうとした動態」であったことが裏付けられる。

# Suffolk Banking System against the Crisis of 1837 - 39.

~ the spontaneous development of "lender of last resort" by a commercial bank ~

# Takuma OMORI

( Post-Graduated Staff, Faculty of Economics, University of Tokyo. )

#### [Abstract]

In this paper, it is discussed about the point how the Suffolk Banking System could defend against the instability of financial order in New England extending 1837—39 Crisis. And is discussed about the point, that is, performing the System, the Suffolk Bank regionally and spontaneously tried to perform the role of quasi-Central Banking, especially the function of "Moral Persuasion" and "lender of last resort", backing for the confidence by state-governmental authorities.

"Spontaneousness" in the System is so unique because it is presented the historical evidence both support and criticism in Free Banking Theory. In this analysis, it is proved "Spontaneousness" is not the supporting evidence but the criticizing evidence in F.B.T. as the regional Central Banking making trial movement against the instability of financial order.

# 1837 39 年恐慌とサフォーク・システム

~一商業銀行による「最後の貸手」機能の展開~

### 大森 拓磨

# 目次

はじめに

- 1.「ジャクソニアン・デモクラシー」下 のシステム運営
  - 1.1 州法銀行の激増と「道義的説得」
  - 1.2 ロードアイランド州法諸銀行との提携
  - 1.3 「道義的説得」への反発
- 2.1837 39年恐慌と「最後の貸手」 機能

- 2.1 1837 年恐慌とサフォーク・システム
- 2.2 1837 年恐慌後の対応過程
- 3. 恐慌後の進展
  - 3.1 The Suffolk Bank の利益拡大
  - 3.2 各種公権力による追認
  - 3.3 システム基盤の安定化

むすび

## はじめに

景気循環に伴う通貨・信用秩序の不安定性から社会を守るために、制度や組織をどう張って、その不安定性にどう対応すべきか。古より関係者を悩ましてきた金融政策の根本課題は、解決の途が示されぬまま、深刻さを増して、現代の経済社会に重くのしかかってきている。

そこで、この課題を歴史的に見直すべく、南北戦争以前のアメリカ金融制度の展開に着目したい。当時のアメリカは、連邦単位による中央銀行が未定立であった。従って、経済恐慌の波及に伴う通貨・信用秩序の動揺に対応するための制度や組織が、州・地域単位で自生した。近年、いわゆるフリーバンキング論をめぐる歴史的論拠の当否との関連で、当時のアメリカにおけるこうした制度や組織の「自生性」をどう評価するかが、論点として注目されている。一方は、フリーバンキング擁護の観点から、この「自生性」を、「自由放任の下で成立し一定の成果を挙げた」と評価し、中央銀行の消極性を謳

う立場である。他方は、フリーバンキング批判の観点から、その「自生性」を、「通貨・信用秩序の不安定性に対処する形で必然的に生じてきた」と評価して、それが中央銀行の生成へと繋がりうるひとつの傾向だとみなし、中央銀行の意義を強調する立場である。

こうした「自生性」を帯びる当時の制度や組織のうち、特に注目されるべきは、ニューイングランド(以下 NE)のサフォーク・システム(1819~1858年)である。サフォーク・システムとは、NEの中心地ボストン所在の商業銀行、The Suffolk Bank を柱に組成された、私的な通貨・信用統轄システムである。システムの運営を通じて、The Suffolk Bank は、NEの多数の発券銀行から準備を集め、銀行間預金を集中化させる。そして、多数の他行口座を扱い、各種銀行券の額面通りの集中決済を実践し、約40年に渡って、銀行券通貨の価値の安定化に寄与した。以上の態様ゆえに、サフォーク・シ

ステムの「自生性」は、フリーバンキング論の擁護・批判のどちらにも引き合い に出されてしまうほど、特異な歴史的論 拠となっているのである<sup>1</sup>。

こうした、特異で曖昧なサフォーク・システムの「自生性」について、論者は、フリーバンキング批判の見地から、「中央銀行なき時代に、通貨・信用秩序の不安定性に対処しようと、地域単位で、一商業銀行が中央銀行的な機能をなんとか担おうとした、特殊な過程」という見方を採ってきた。この仮説のもと、サフォーク・システムの起源と生成過程とを、先に別稿で分析した。その結果、以下の2点が明らかとなっている。

第1に、18Cから19C初頭にかけて、 NEでは、早くも、有力な諸商人や諸銀行によって、通貨・信用秩序の不安定性に対処するための自発的な試みが模索されていた点である(大森[2002a])。

第2に、そうした土壌から、The Suffolk Bank が登場し、サフォーク・システムが生成される。その過程で、様々な「利害対立」をはらんだ試行錯誤の運営を迫られつつ、発券準備の集中を基調に、銀行間預金・他行口座の管理・銀行間決済システムの、それぞれ集中が進む。また、額面通りの集中決済システムの円滑な運営を通じて、地域単位で、銀行券通貨の減価防衛を阻む「通貨の番人」としての役割を果たし始める。ゆえに、The Suffolk Bank は、NEの「銀行の銀行」として、中央銀行的な機能の一部を内生させた。以上の点である(大森「2002 b 1)。

本論では、上述の問題意識・仮説・分析成果を踏まえたうえで、1830・40年代におけるサフォーク・システムの実態分析を主眼に置く。The Suffolk Bankによる「道義的説得」の実践と「最後の貸手」機能の内生的な展開との論究が、焦点となる。この論究を通じて、The Suffolk Bank に芽生えた中央銀行的な機能が、1837 39年恐慌への対応を機に、更に育成されることを主張する。

以下が内容構成である。まず、1830年代、州主権を重視した連邦統治を実践する「ジャクソニアン・デモクラシー」の下で、NE 諸州の通貨・信用秩序がどう変化したのか。また、その変化と共に、サフォーク・システムの運営はどう変化したのか(1)。次に、当時、未曾有の世界恐慌、1837 39年恐慌の襲来に対して、NE の通貨・信用秩序の不安定性を、サフォーク・システムは、どこまで、また、どう支えたのか(2)。1837 39年恐慌への対応を実績に、サフォーク・システムは、各種公権力からどういう評価を得て、1840年代にどう進展を遂げたのか(3)。以上の問題意識を念頭に、分析を進める。

# 1. 「ジャクソニアン・デモクラシー」下 のシステム運営

#### 1.1 州法銀行の激増と「道義的説得」

「ジャクソニアン・デモクラシー」とは、1820年代末に連邦政府の大統領に就いたAndrew Jackson と、後継者Martin Van Buren との政権時代を総じて指す。この政権は、いわゆる連邦主義の考え方を礎とする「アメリカ体制派」への批判を機に、誕生した。「アメリカ体制派」は、内陸開発と保護関税の両政策を軸に、連邦政府の主導による国内市場の開拓を狙う。反対派は、連邦政府の主導による経済整

<sup>1</sup> サフォーク・システムの「自生性」を、フリーバンキング擁護の観点から論じたものに、Trivoli [ 1979 ] が挙げられる。同じく、フリーバンキング批判の観点から論じたものに、Rolnick,Smith & Weber [ 1998 ] [ 2000 ] やGoodhart [ 1988 ] Ch.3.が挙げられる。

備に反発し、州主権の経済統治を尊重した連邦政府の樹立を目指す。結局、反対派の Jackson が連邦政府の大統領に就任し、各州の自立的な裁量性を尊重した連邦統治を進める。これが、「ジャクソニアン・デモクラシー」の特徴である。

Jackson にとって 2 度目の大統領選挙 となった 1832 年には、選挙の焦点が「銀 行戦争(バンク・ウォー)」に集約される。 「銀行戦争」とは、第2次合衆国銀行に よる連邦単位の拡延的な業務展開に対す る、各州の金融関係者・関係当局からの 反発を指す<sup>2</sup>。この「戦争」は、「Nicholas Biddle vs. Andrew Jackson」の構図に還元 される。つまり、Biddle 総裁による第 2 次合衆国銀行の拡延的な展開を、Jackson 大統領が、銀行業務における州単位での 自立的な裁量性を阻むものとみなす。 Jackson は、第2次合衆国銀行を具体的な 敵対物とみなし、合衆国銀行の特許更新 の是非を、選挙の明示的な焦点に据える。 そして、州単位の自立的な裁量性を尊重 した連邦統治の遂行を喧伝し、2 期目の 当選を果たすのである。

「ジャクソニアン・デモクラシー」は、 第2次合衆国銀行の敵対視と、州・地域 単位での銀行業の展開とを、各地に促し た。それゆえ、各州で、州法銀行の数と 発券による与信とが激増した。

サフォーク・システムの運営が利くNE 各州でも、州法銀行の数が伸びる。マサチューセッツ州では、63 行(1830年)から 129 行(1837年)へと倍増する。なかでも、ボストン域外の地方銀行の伸びが高い(46 行(1830年) 95 行(1837年))。メーン州では、17 行(1830年) から 55

行(1837年)と、約3倍増である。ニューハンプシャー州でも、21行(1831年)から27行(1837年)に伸びた(表1)。当時、州法銀行は、所在する州議会の承認を受けて交付された特許をもとに、株式銀行の形態で業務運営された。

州法銀行の数が激増する一方で、正貨 準備高を大幅に上回る過剰な発券で与信 する銀行が、各地で増える。これは、輸 入銀の滞留とイギリスからの資本流入と による、銀の国内流通量の増加に起因す る。すなわち、1820年代、メキシコから 輸入銀が大量に入る。また、1820年代末 から、アメリカ国内ではエリー運河の開 通で投資ブームが生じ、イギリスから資 本が流入する。正貨たる銀は国内に多量 に滞留する。これが各州法銀行の正貨準 備高を押し上げる。正貨準備高の押し上 げが、各州法銀行の、発券による通貨供 給量の増大を導いた。各州法銀行の過剰 な発券による与信膨脹は、1837年恐慌に 陥るまで、アメリカ国内の景気高揚を推 進させた。また、この時期、NEでは、 中心地ボストンと各地とを結ぶ鉄道建設 が続々と着工される3。この鉄道投資需要 の増大も、州法諸銀行の過剰発券による 与信膨張を誘発した。

かくして、各地で、州法銀行数の激増 と共に、正貨準備高を大幅に上回る過剰 な発券を常態化させる州法銀行が増える。 正貨準備の増加を上回る増加率で自己宛 債務の総額を増やす、準備率の甚だ低い 銀行が、増えたのである。この影響で、

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 第 2 次合衆国銀行は、米英戦争後の連邦単位でのインフレ管理を名目に、1816 年、連邦法に基づいて創設された銀行であった。Biddleによる拡延施策は、大森[2002b]4.2 を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 着工区間としては、ボストン ノゥイッチ・ニューロンドン(共にコネチカット州) ボストン ローウェル(マサチューセッツ州) ボストン ウスター(マサチューセッツ州) ボストン プロビデンス(ロードアイランド州) であった。いずれも 1835 年に開通する。これらの建設に、当初は地元各紙の反対が相次いだ。Erving [ 1925 ] p.15.

NEでは、The Suffolk Bank による各種銀行券の買取・銷却総額が急増する。この状況を受けて、The Suffolk Bank は、サフォーク・システム参加諸銀行に対し、「道義的説得」を含む、以下 4 点の具体策を、自発的に展開することとなる。

第1に、買取銀行券の発行元への兌換 請求を、原則週1回から1日1回に変更 した(1831年から)<sup>4</sup>。

サフォーク・システムで、銀行券が発 行元に直接に兌換請求されるのは、2 つ の場合である。まず、発行元がシステム 不参加の銀行券の場合である。次に、シ ステム参加銀行が発行元で、その銀行券 の買取総額が、発行元が The Suffolk Bank に置く銷却準備のうち、「当座の銷却準 備金」の額を超えて「永久預託金」の額 に食い込むほど多額になった場合である 5。兌換請求を原則週1回から1日1回に 変更せざるをえないほど、The Suffolk Bank による各種銀行券の買取・銷却総額 が増えた。買取・銷却総額の増大は、シ ステムの参加・不参加を問わず、NE 所 在の各州法銀行による発券総額の増大に 起因した。

第2に、正貨準備高を大幅に上回る銀行券の濫発が常態化しているシステム参加諸銀行に対し、財務内容の健全化を求める回状を送付した(1833年から)。

第3に、上記の回状を送付した後もいまだ財務内容の健全化に着手できないシステム参加銀行に、再度その旨を督促した(1833年9月から)。催促にも拘わらず改善の兆しが見られない場合、その銀行の銀行券の銷却を、システム不参加銀行券の場合と同様にする。つまり、買取後、額面通りに兌換請求すべく、発行元

にその銀行券を直接送還する。以上の内容である。

第4に、サフォーク・システム参加全銀行に対し、正貨準備高を超える分の発券総額を、総額1万ドル以内に抑えるよう強く求めた(1833年から)。システム参加諸銀行からの地方銀行券の入金取扱を毎日午後1時までとする点も、併せて通達された。

執拗な兌換請求は、サフォーク・システム不参加の諸銀行が対象となった。かねてから、The Suffolk Bank が買い取った銀行券のうち、システム不参加銀行の銀行券については、額面通りの兌換を発行元に直接請求していた。この請求を、脅迫に近い形で、執拗に開始したのである。顕著な例が、1832年、The Bank of Rutsland (バーモント州所在)に宛てた The Suffolk Bank の書簡である。これは、The Bank of Rutsland の銀行券を The Suffolk Bank が送還する際に添付された。以下がその内容である。

貴行(The Bank of Rutsland... 論者)が持ち込まれた各種銀行 券を、本行(The Suffolk Bank... 論者)は、決して銷却しません でした。貴行の銀行券の勘定時 にも、本行はそれまで"法外な 値段"を要求してきませんでし た。貴行の銀行券が本行で受け 取られ勘定されるか否かは、貴 行が「永久預託金」を置くか否 かに拠ります。本行は貴行に「永 久預託金」を求めます。「永久預 託金」は、貴行の銀行券と額面 通りに交換する際に、他の NE 所在全銀行の銀行券を貴行から

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> Dewey [ 1910 ] p.87.

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> 大森 [ 2002b ] 2.2。

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> Whitney [ 1878 ] pp.23 24.

受け取るその対価として、求め られるものです。NE 所在銀行 の銀行券には、本行で1.5%割り 引かれて兌換されたものもあり ます。加えて、各種銀行券が本 行の手中に置かれた後、本行は、 銀行券のリスク全体を引き取り ます。いま手許に、The Burrillville Bank の銀行券が1万 8,005 ドル分あります。 最近、 こ の銀行券は兌換不能に陥りまし た。この銀行券での支払を本行 が行うかは大変懐疑的です。貴 行の業務を本行が扱うのに求め られる価格が法外だと、いまだ に貴行が思われるならば、また、 貴行銀行券の銷却を自身の窓口 で行うことを貴行が好まれるな らば、銀行券の送還に本行は反 対しません。だが、貴行が額面 通りに銀行券で支払を行うのに、 NE 所在全銀行の銀行券を本行 が受け取るのを期待しないで頂 きたい。地方諸銀行の間で進む 離反に、本行は、別の情報筋か らの通告はしません。本行が通 告した場合は、理に適う埋め合 わせがあってその業務 (執拗な 兌換請求...論者)を扱わざるを えないとまさに感じたからです。 他方、その業務を始めた時に、 本行が求めたサフォーク・シス テムに大反対した方々は、今で は、賛成の意と、システムを廃 止すべきとした時以上にシステ ムの支持に貢献したい意思とを 述べられているのです<sup>7</sup>。

だが、こうした「道義的説得」の実践にも拘わらず、州法諸銀行が自行銀行券を濫発するという趨勢は収まらなかった。それゆえ、The Suffolk Bank による各種銀行券の銷却高は、増加の一途を辿る。1834年には、The Suffolk Bank が一業務日あたりに受け取る各種銀行券の総額が、約8万ドルから約40万ドルに激増した。年間銷却高は、1834年時点で7,624万8,000ドルに上る。その後も、9,554万3,000ドル(1835年)1億2,669万1,000ドル(1836年)と、飛躍的に伸びた(表2)。

この状況に、The Suffolk Bank は、サフォーク・システム参加諸銀行に向けて、 更なる 2 つの手を打つ。

第1の手は、他のボストン所在諸銀行 から The Suffolk Bank に持ち込まれる各 種銀行券を、The Suffolk Bank が一日に買 い取りうる総額の制限である。すなわち、 一日あたりの買取総額を、それまでの「際 限なし」から「ボストン所在各行が The Suffolk Bank に置く「永久預託金」総額 の半分まで」と改めたのである。また、 ボストン所在諸銀行が The Suffolk Bank に持ち込みうる地方銀行券を、ボストン 所在諸銀行が各自の通常業務の過程で手 許に入ってきたものに限定した。他方で、 システム参加のボストン所在諸銀行に課 される、The Suffolk Bank への「永久預託 金」の金額が、漸次引き下げられる。従 来の3万ドルから、1万5,000ドル(1833 年)1万ドル(1834年9月)最後は5,000 ドル(1835年)まで引き下げられた。

第2の手は、過剰発券総額への賦課設定である。つまり、各行における、発券総額から準備総額を差し引いた超過総額分に対し、月毎の賦課を設定したのである<sup>8</sup>。賦課比率は、ボストン所在銀行は月

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> Whitney [ 1878 ] p.22.

<sup>&</sup>lt;sup>8</sup> Walker [ 1857 ] では、反サフォーク・シス

0.1%、地方銀行は月 2%と定められた<sup>9</sup>。かくして、「ジャクソニアン・デモクラシー」のもとで、州法銀行の新設や債務膨脹が各地で進む。この状況に対し、NEでは、The Suffolk Bank が、サフォーク・システムの運営を通じ、システム参加・不参加の各銀行に対して、正貨準備高を過度に超えた発券を抑えるために、「道義的説得」や賦課設定を自発的に講じた。NEの「銀行の銀行」としての監督的な役割が、一商業銀行たる The Suffolk Bankの内に、醸成され始めたのである。

# 1.2 ロードアイランド州法諸銀行との提携

サフォーク・システムは、兌換準備の 預託関係を基盤に、NE 各州に所在する 州法諸銀行における、他行預金・他行口 座を集中管理して、銀行間決済システム を集中化させた。加えて、「道義的説得」 を実践した。こうして、NE 所在の州法 諸銀行をじかに統轄するとともに、NE の通貨・信用秩序の健全性を保つ管理を 実現した。だが、ロードアイランド州だ けは例外的な方法で統轄された。

ロードアイランド州は、NE でも古くから銀行業が展開された地域である。州域内では、独自の通貨・信用統轄システムが運営された。この統轄システムは、州都プロビデンス所在の州法銀行、The Merchants' Bank of Providence を柱に、ロードアイランド州所在の諸銀行によって自生されたものである。システムの仕組みは、以下の通りである。

まず、遠隔地の4行を除くロードアイ

テムの立場から、正貨準備高を上回る過剰発 券総額分に付利できるのは、The Suffolk Bank がボストンで銀行券銷却を遂行する排他的特 権を持つからだ、と主張される。Walker[1857]

ランド州所在の全銀行が、The Merchants' Bank of Providence に「永久預託金」を置 く。この「永久預託金」は、各行による 自行銀行券の兌換準備として置かれる。 「永久預託金」の総額は、各行の資本金 総額に応じて、1,000 ドルから 3,000 ドル の範囲内で累進的に変わる。The Merchants' Bank of Providence は、「永久 預託金」を置いたロードアイランド州所 在諸銀行から、NE 所在の諸銀行の各種 銀行券を、額面通りに受け取る。受け取 った各種銀行券のうち、ロードアイラン ド州所在銀行の銀行券は、各行が置いた 「永久預託金」で銷却を代行する。それ 以外の諸銀行の銀行券は、各発行元に送 還し直接兌換を請求する。ロードアイラ ンド州所在諸銀行について、自行銀行券 の銷却総額が「永久預託金」の総額を上 回った場合、上回った差額分に付利を課 す。以上である10。

上記の内容を見る限り、ロードアイランド州域内の通貨・信用統轄システムは、サフォーク・システムの仕組みに強く影響を受けて組成されたことが窺える。異なるのは、サフォーク・システムでは、参加希望の諸銀行は基本的に全て受け入れられる。だが、ロードアイランド州のシステムでは、遠隔地所在の4つのロードアイランド州法銀行が、当初から除外されている11。以上の点である。この通貨・信用統轄システムを通じ、The Merchants' Bank of Providence の下には、

Kent Bank、The Village Bank、The Fall River Union Bank である。

6

<sup>&</sup>lt;sup>9</sup> Redlich [ 1947 ] p.71.

<sup>10</sup> ロードアイランド州域内の通貨・信用統轄システムについては、Magee [1923a] p.355. Redlich [1947] p.260. The Monetary Commission [1898] を参照。The Monetary Commission [1898] では、このシステムを、「サフォーク・システムのサブシステム」と評される。
11 除外された銀行は、The Cranston Bank、The

約6万ドルもの「永久預託金」が、銀行 間預金の形態で集まった<sup>12</sup>。

The Merchants' Bank of Providence を柱とした通貨・信用統轄システムが運営されたため、対象外の4行を除くロードアイランド州所在全銀行は、わざわざボストンに準備を置いてサフォーク・システムに参加する必要がなかった。1831年に、The Merchants' Bank of Providence と The Suffolk Bank とが、代理店契約を結び、双方のシステムが提携したからである。

両行の代理店契約に基づいて、The Suffolk Bank は、手許に入ったロードアイランド州所在諸銀行の銀行券を、額面通りに銷却してもらうために、The Merchants' Bank of Providence に送還した。The Merchants' Bank of Providence も、手許に入った、ロードアイランド州域外の諸銀行の銀行券を、The Suffolk Bank に送還した。ボストンで額面通りに銷却を代行してもらうためにである<sup>13</sup>。

このように、NE の通貨・信用秩序を 直轄するサフォーク・システムではあっ たが、ロードアイランド州だけは、1831 年以降、州域内に自生した統轄システム と提携して間接管理を進めたのである。

# 1.3 「道義的説得」への反発

上述のように、「ジャクソニアン・デモクラシー」の下で、サフォーク・システムは、NEで統轄圏域を拡充させてゆく。この拡充に対し、各行による The Suffolk Bank への牽制も活発となる。

ボストン所在銀行の中では、The

Massachusetts Bank の反発が顕著である。 The Massachusetts Bank は、最古参のボストン所在銀行として、後発の The Suffolk Bank への競争意識が高い銀行であった。 The Massachusetts Bank は、システム参加後わずか 1 年で脱退する。その後は、独自に、各種銀行券の受取・銷却業務を展開してきた<sup>14</sup>。1832 年、The Massachusetts Bank は、サフォーク・システム参加銀行の銀行券の不受理を決めている<sup>15</sup>。

地方諸銀行からも、サフォーク・シス テムへの反発が、マサチューセッツ州と メーン州とで再燃した。

マサチューセッツ州では、サフォーク・システムに対抗すべく、新規銀行の設立運動が生じた。The Suffolk Bank に反発する一部のマサチューセッツ州所在諸銀行が、サフォーク・システムと同等の集中決済業務を行ないうる新規銀行の創設を求めて、マサチューセッツ州議会に、特許交付の請願を陳情したのである。実は、マサチューセッツ州では、同様の趣旨による新規銀行の設立運動が、既に1828年に起こっている<sup>16</sup>。ただし、この時の首謀者が今回の運動に関与していたのかどうかは、定かでない<sup>17</sup>。

だが、この特許請願の議案は、州下院議会で「先送り」が勧告される。更に、州上院議会で、102 対 86 の票差で、「先送り」が決まった。The Suffolk Bank ないしサフォーク・システムを支持する州議員達によって、議案の凍結が勝ち取られたのである<sup>18</sup>。以後、1836 年に The Suffolk Bank の代表者を喚問した以外、州議会に

<sup>&</sup>lt;sup>12</sup> Magee [ 1923a ] p.355.

<sup>13</sup> Whitney[ 1878 ]p.20. The Suffolk Bank と The Merchants' Bank of Providence とは、代理店契約を結ぶ以前も、銀行券の銷却で緊密な関係にあった。提携締結以前の 1829 年、The Merchants' Bank of Providence へ銀行券を移送

中、The Suffolk Bank 初の強盗事件が発生した。

<sup>&</sup>lt;sup>14</sup> 大森 [ 2002b ] 3.3。

<sup>&</sup>lt;sup>15</sup> Gras [ 1937 ] p.103.

<sup>&</sup>lt;sup>16</sup> 大森 [ 2002b ] 3.4。

<sup>&</sup>lt;sup>17</sup> Redlich [ 1947 ] p.75.

<sup>&</sup>lt;sup>18</sup> Kroszner [ 1996 ] p.801.

よる対応は見られなかった。結局、議案は「棚上げ」され、お蔵入りとなった<sup>19</sup>。

メーン州では、1835 年に、サフォーク・システム反対運動が勃発した。

メーン州では、1832年頃から、サフォ ーク・システムの動向が注視される。州 バンク・コミッショナーによる 1832 年の 報告書では、「メーン州所在諸銀行にお ける手許の正貨保有高はなぜ希少か」と いう題目が立てられている。そこでは、 1832 年度のメーン州所在諸銀行につい て、未決済の銀行券総額 122 万 633 ドル に対し、銷却用資金の総額が 50 万 741 ドル58 セントだとされる。内訳は、ボス トン所在諸銀行に置かれた預託金が 29 万 8.457 ドル 54 セント、手許の保有正貨 が 13 万 763 ドル 58 セント、ボストン所 在諸銀行からの短期融資が7万1.930ド ル46 セントである。ここから、実際に確 保が見込まれる銀行券の銷却用資金は、 発券総額の40%以上に上る。それなのに、 メーン州所在諸銀行における手許の正貨 保有高は、希少である。これは、ボスト ンへの他行預金が増え、サフォーク・シ ステムの便宜に依存しつつ、銀行券の銷 却用資金が確保されているからである。 以上の主張内容である。

このように、1832 年から 1833 年にかけて、メーン州バンク・コミッショナーによるサフォーク・システムの評価は、概ね良好であった。

だが、メーン州でも新規銀行が次々に増え、与信の拡張が進む。同時に、The Suffolk Bank による「道義的説得」が進む(本論 1.1)。その影響で、メーン州所在諸銀行の下にも、The Suffolk Bank から自行銀行券が次々に送還されてくる。額面通りの正貨兌換を求めるためにである。

陳情書の内容は、4点から成った。これ以上銀行特許を認可しない。 現行の銀行制度が続く限り、既存の諸銀行の増資を認めない。 メーン州所在諸銀行にメーン州法への忠誠を高めさせるべく、自行銀行券の各行窓口による銷却を義務付ける。また、メーン州所在諸銀行の州域外での活動に、メーン州当局の監査権限を強化する。 通貨をめぐる弊害の阻止に関して、他の NE 各州の関係当局と協議する。以上である<sup>20</sup>。

だが、陳情書の提出に基づき委員会勧告が出されたものの、結局、メーン州議会でも「棚上げ」にされたのである<sup>21</sup>。

### 2.1837 39年恐慌と「最後の貸手」機能

では、当時未曾有の世界恐慌、1837 39 年恐慌の襲来に、The Suffolk Bank と サフォーク・システムとは、どう対応し てどういう成果を挙げたのだろうか。

#### 2.1 1837 年恐慌とサフォーク・システム

既述のように、「ジャクソニアン・デモクラシー」の下で、州法諸銀行は、準備高を著しく超えた自行銀行券の濫発を通じて、急激な与信拡張を進める。The Suffolk Bank による「道義的説得」も、「焼け石に水」であった。The Suffolk Bank は、州法諸銀行による与信の過熱が異常に速

The Suffolk Bank による、銷却請求に基づく自行銀行券の送還や、過剰な発券に対する警告は、各行の与信活動に制御をかける。The Suffolk Bank の「道義的説得」によってもたらされる窮屈な現況に、1835 年、一部の人々からメーン州下院議会に陳情書が提出された。

<sup>&</sup>lt;sup>19</sup> Lake [ 1947 ]p.193. Mullineaux [ 1987 ]p.894.

<sup>&</sup>lt;sup>20</sup> Stackpole [ 1900 ] pp.72 73.

<sup>&</sup>lt;sup>21</sup> Chadbourne [ 1936 ] pp.43 44.

く進むのを感じ取る。そこで、以下2つ の施策を実践する。

1つ目の施策として、1836年4月、準備高を著しく超えた自行銀行券の濫発が常態化しているサフォーク・システム参加諸銀行44行に、財務内容の改善を求める警告を発し、以下の書簡を送付する。

親愛なる貴行へ。昨冬中まで に、NE 諸州で銀行数が異常に 増え、正貨が希少になりました。 その結果、当行 (The Suffolk Bank...論者)は、当行に対す る更なる過振りを認めること、 もしくは、貴行の残高総額を超 えて貴行の銀行券を保有する ことが不可能となってきまし た。貴行の口座は現在...ドルの 発券過剰の状態にあり、当行は できるだけ早期の履行を当て にしなければなりません。貴行 が自行銀行券の銷却用基金を 本行に置いていないのならば、 今後は正貨兌換のために貴行 の銀行券を貴行に送還せざる をえません。これらの方策が必 要となることを残念に思いま す。だが、貨幣混乱が合衆国全 体で生じており、方策の遂行は 不可避です22,

警告対象となった 44 行の、準備総額を超過する分の発券総額は、1836 年時点で66 万 4,000 ドルに達していた<sup>23</sup>。

2 つ目の施策として、1836 年 11 月、割引・貸付総額を約 141 万ドルから約 50 万ドルへ大幅に縮減させた。これは、多 くの NE 所在銀行が「過振り」となり、 サフォーク・システムの運営過程で、受 取や代行決済の総額が増え、The Suffolk Bank が抱える正貨保有量の目減りが進 む。ゆえに、これ以上の自行銀行券の発 行を抑えよう、との意図からである<sup>24</sup>。

このように、信用恐慌の到来を見越した、積極的な信用引締めの諸施策を、The Suffolk Bank は事前に執ったのである。

1837 年、イギリスより恐慌が波及する。 未曾有の世界恐慌、1837 年恐慌の襲来で ある。恐慌の原因には諸説あるが $^{25}$ 、ア

<sup>25</sup> 1837 年恐慌の原因の探究は、別稿に譲らざるを得ない。ここでは、諸説の紹介に留める。

まず、アメリカ国内要因説から。「(第2)合衆国銀行廃止」説(Hammond[1957])、(第2)合衆国銀行の廃止 地方銀行券の受取・銷却業務の停止 地方銀行券の横行による投機的信用の拡張 銀行の支払能力低下、という因果である。「綿花価格下落」説(Temin [1969])、綿花価格下落 農業所得低下 抵当権付貸付の不履行 銀行の支払能力低下、という因果である。「正貨回状」説(Timberlake [1960])、1836年7月の連邦政府による「正貨回状(;国庫支払を正貨に限る)」の発布 諸銀行の正貨保有高の減少 銀行の支払能力低下、という因果である。

次に、英米貿易・信用取引の連鎖を背景とした、1837年恐慌の国際的波及説には、「イギリス支配 合衆国従属」説(寺地[1988])と、「イギリス引受信用縮小 合衆国政府預金消長」説(宮田[1989])がある。

は、[イギリス];銀行設立や合衆国州債を中心とした投機ブーム 地方銀行券の過剰発行とインフレ惹起 物価上昇・地金流出銀行への取り付け・産業全般への恐慌。こうしてイギリスで恐慌過程が先行する一方、[アメリカ];イギリス金融市場での合衆国州債の売却の好調と、公有地売却の好調とによる投機ブーム、ならびに、銀行券の過剰発行

かねてからの妥協的関税率の実施によるイギリス製品の大量輸入・マーチャントバンカーによる引受手形の大量流入 (第2次)合衆国銀行の「正貨回状」 イギリスからの正貨流入の増大。このアメリカの事態を受けて、[イギリス];イングランド銀行による諸政策(バンクレート引き上げによる正貨流出の抑制と、マーチャントバンカーによる引受手形

<sup>&</sup>lt;sup>24</sup> Whitney [ 1878 ] p.26.

<sup>&</sup>lt;sup>22</sup> Whitney [ 1878 ] p.25.

<sup>&</sup>lt;sup>23</sup> Whitney [ 1878 ] p.25.

メリカ全土を震撼させるこれまでにない 激発性恐慌だった点では、ほぼ見解が一 致する。恐慌は NE にも襲いかかり、NE の通貨・信用秩序は動揺をきたす。1837 年恐慌の襲来は、サフォーク・システム による通貨・信用管理がどこまで通用す るかを占う試金石となった。

恐慌の波及で、銀行の支払停止がアメリカ各地で生ずる。支払不能に陥る銀行も出た。銀行の支払停止や破綻は、まず南部で顕れる。1837年5月4日にはアラバマ州都モンゴメリーへ、9日には北部地域へ伝播する。10日にはニューヨーク市で正貨支払が停止した。11日には、ニューヨーク州都オルバニーやメリーランド州ボルティモア、NEのロードアイランド州に広がる。12日、ついにボストンに正貨支払停止の流れが押し寄せた。The Suffolk Bank も、やむなく正貨支払停止の措置を執った。

NE とニューヨーク市で、正貨支払停 止が全面解除されるのは、約 1 年後の 1838 年 5 月末である。ところが、約 1 年

再割引の拒否と合衆国への返送) [アメリカ];国内での銀行支払停止 産業全般への恐慌。以上の因果である。

は、[イギリス];対米貿易での輸出ブー ムとそれを上回る輸入ブーム 「入超」に基 づく 1834 年の好況過程。これを支えるのは、 「アメリカ商会」などによる引受信用の肥大 的供給。背後に、[アメリカ];連邦政府預金 の累積とその刺激による銀行信用の膨脹。だ が、[アメリカ];「正貨回状」「政府公金の預 託規制」と穀物不作との発生。前者は信用収 縮と連邦政府預金の消長とを招き、後者は農 民層の購買力低下を招く。他方、「イギリ ス 1; イングランド銀行の手形再割引拒否によ る信用引締め 信用恐慌の発生(1836年11 月)。イギリス引受信用の縮小を受け、[アメ リカ ]; ニューオーリンズのコットンファクタ ーの破産急増 ベアリング商会の施策転換の 公言 (対スターリング需要を適度に抑えるべ く、自己宛手形の供給制限と他の商会宛手形 の供給増)(1837年3月27日) アメリカ全 土への支払停止の拡延。以上の因果である。

間に及ぶ正貨支払の停止期間中、NE の 通貨・信用秩序だけは、他の諸地域に比 し、極めて安定した状態に保たれた。サ フォーク・システムによる自発的な通 貨・信用管理が奏効したのである。

この非常時に、The Suffolk Bank が執った対応策は、2点あった。

第1点は、「決済システムの運営継続」 である。

正貨支払の停止期間中も、The Suffolk Bank は、通常通り、各種銀行券を受け取 って額面通りの集中決済を続けた。また、 The Suffolk Bank は、手許に残る各種銀行 券をできる限り銷却する方針を執った。 未決済の銀行券通貨に対する正貨総額の 比率をできるだけ大きくする意図からで ある<sup>26</sup>。サフォーク・システムでは、銀 行券決済にネット決済方式を導入してお り、最終決済手段たる正貨の出動が節約 される仕組みを既に備えていた27。ネッ ト決済方式の常備が、正貨支払の停止期 間中でも決済システムの継続を可能にさ せた要因だと考えられる。正貨支払の停 止期間中、The Suffolk Bank による銀行券 銷却高は、1837年(9月1日)時点で1 億 545 万 7,000 ドルである。正貨支払停 止の後遺症が最も強い 1838 年 (10 月 1 日) 時点でさえ、7,663万4,000 ドルにま で上った(表2)。

正貨支払の停止によって、どの銀行も 各種銀行券を受け取ってくれない非常事態の中で、サフォーク・システム参加銀行の銀行券だけは、The Suffolk Bank によって確実に受け取られ確実に決済され続けた。それゆえ、サフォーク・システム参加銀行の銀行券は、他の各種銀行券に比し、信頼度の高い信用貨幣として評価

26

<sup>&</sup>lt;sup>26</sup> Rolnick, Smith & Weber [ 2000 ] p.7.

<sup>&</sup>lt;sup>27</sup> 大森 [ 2002b ] 3.1。

され、正貨支払停止の間、アメリカ全土 はおろかカナダ方面にまで幅広く流通し た28。幾つかの地域では、サフォーク・ システム参加銀行の銀行券が、プレミア ムが付くほど高く評価されつつ、次々に 受け取られて流通したのである29。

第2点は、「他行貸付の増大による流 動性供給の安定化」である。

正貨支払の停止期間中も、The Suffolk Bank は、サフォーク・システム参加諸銀 行からの相当額の「永久預託金」を、無 利子の他行預金として、兌換準備の名目 で保ち続けた。この時期の、The Suffolk Bank による「他行への債務」 すなわち 銀行間預金の総額は、1837年(9月1日) 時点で196万8,748ドル、1838年(2月9 日) 時点で 159 万 3,163 ドルに上ってい る(表3)。これは、銀行間預金の総額で、 他の主要なボストン所在諸銀行を著しく 上回る水準である(図1)、「永久預託金」 を柱とする豊富な銀行間預金の集中保有 が、The Suffolk Bank にとって、有効な貸 付準備となる。この準備を基礎に、The Suffolk Bank は、サフォーク・システム 参加の NE 所在諸銀行に対し、貸付を継 続させた。The Suffolk Bank は、恐慌そし て正貨支払停止のさなか、逼迫する NE の通貨・信用秩序に対する、安定的な流 動性供給の担い手となったのである。

恐慌そして正貨支払停止の間、The

Suffolk Bank による「他行への貸付」は、 他のボストン所在諸銀行に比して傑出し た。The Suffolk Bank の「他行への債権」 総額は、1830年代以降、他のボストン所 在諸銀行のそれを凌駕し続けている。特 に 1837 年恐慌の前後、1836 年から 1839 年までの間、「他行への債権」総額が突出 している(図2)。

かくして、1837年恐慌の襲来と正貨支 払停止という異常な事態に、The Suffolk Bank ないしサフォーク・システムは、 「決済システムの運営継続」と「他行貸 付の増大による流動性供給の安定化」と いう形で、自発的に対応した。

The Suffolk Bank は、兌換準備を名目と した豊富な銀行間預金の集中保有を背景 に、各種銀行券の口座間決済を継続させ て、銀行券通貨の価値を安定化させる。 つまり、NE の「銀行の銀行」かつ「通 貨の番人」として、有効に機能したので ある。また、受取ならびに決済が確実な サフォーク・システム参加銀行券は、減 価しない、信頼度の高い信用貨幣として、 幅広く流通した。併せて、The Suffolk Bank は、豊富な銀行間預金の保持を背景 に、「他行への貸付」を増やし、安定的な 流動性供給を続けた。つまり、「最後の貸 手」機能をも自発的に実践したのである。 こうして、サフォーク・システムは、 1837 年恐慌に潰されるどころか、むしろ、 逼迫し動揺する NE の通貨・信用秩序を、

背後から支えて安定化させることに成功 したのである。

## 2.2 1837 年恐慌後の対応過程

1837 年恐慌を乗り切った経験は、NE 各州当局に、サフォーク・システムへの 信頼性を高めさせた。同時に、各州当局 においても、健全な通貨・信用制度の構 築に向けた様々な対応が展開された。

<sup>29</sup> Whitney [ 1878 ] p.28.

<sup>&</sup>lt;sup>28</sup> 奥田 [ 1926 ] p.89. Kilborne [ 1932 ] p.166. ま た、Hildreth [1837]は、1837年恐慌の襲来を 眼前に、サフォーク・システムを軸とする NE の信用システム (彼のいう New England System)が合衆国全土に拡張適用されること が必要である、と主張した。Hildreth [ 1837 ] pp.141 142. Hildreth は、合衆国銀行の拡延 的展開に反対の立場を執り、自由銀行論の指 導人物の一人として銀行制度の変革に尽力し た人物である。Hildreth については、豊川 [1972] pp.18 19.も参照されたい。

マサチューセッツ州では、「過剰発券 への賦課金の免除」と「銀行監査制度の 導入」という、2点の対策が執られた。 前者は、発券総額が払込資本金総額の 75%以下で、ボストンで 5 ドル以下の、 ボストン域外のマサチューセッツ州各地 で3ドル以下の、各金種の銀行券の銷却 に従う州法銀行について、1839年1月1 日までの期間限定で、「過剰発券分への 月 2%課税」(本論 1.1)を免除するもの である30。後者は、州銀行当局が年に 1 度、あるいは、州知事の要請があれば適 宜、すべての州法銀行の財務内容を監査 するものである。州銀行監査制度は、マ サチューセッツ州独自のもので、1838年 に施行された31。

正貨支払停止から約1年後の1838年4月頃から、The Suffolk Bank は、正貨支払の再開に向けた準備を始める<sup>32</sup>。その際、サフォーク・システム参加全銀行に対し、準備高を大きく超えた過剰な発券をやめて財務内容を健全化させるよう、改めて通達を出した<sup>33</sup>。イギリスからの正貨流入と共に、5ドル以下の小額金種の銀行券から、徐々に正貨兌換が再開される。同年4月16日、2つのボストン所在銀行

が正貨支払を再開する。同年5月末まで に、NE とニューヨーク市で、正貨支払 が完全に再開された。

正貨支払の回復と共に、The Suffolk Bank は、現存のNE 所在諸銀行(当時全321行)に、サフォーク・システムへの参加の可否を改めて問う。マサチューセッツ州、ニューハンプシャー州、バーモント州、コネチカット州所在の各州法銀行は、参加継続をすぐ表明した。

特にマサチューセッツ州では、州ウィッグ党(Massachusetts Whig Party)が、サフォーク・システムを積極的に支持する姿勢を示した。サフォーク・システムが自州の銀行制度を恐慌から守り抜いた点を鑑みてのことである。そして、「サフォーク・システム=コルレス関係を介した The Suffolk Bank の独占」とみなし The Suffolk Bank の事業展開の抑制を目論む州最高裁に対し、それを阻もうと、政治単位で動いたのである³4。

だが、メーン州とロードアイランド州の各州法銀行は、サフォーク・システムへの参加継続を即座には表明しなかった。その表明までには紆余曲折があった。

まずは、メーン州を見てゆこう。

メーン州では、サフォーク・システムに反目する諸銀行が根強く残った。メーン州所在諸銀行は、いわゆる西漸運動の中で、投機性が高く価値が不安定な土地や不動産を担保に自行銀行券を濫発して融資する、伝統的な「土地銀行」が多かった。更に、自行銀行券の鎖却にルーズであった<sup>35</sup>。そのうえ、「ジャクソニアン・デモクラシー」の下で、相次ぐ州法銀行の新設と、州法諸銀行による自行銀行券の濫発に依存した与信膨脹とが続け

12

<sup>&</sup>lt;sup>30</sup> 奥田 [ 1926 ] p.79.

<sup>31</sup> この監査制度は、1843 年に廃止される。但し、州銀行当局の判断次第で適宜監査可能となり、事実上残存した。町田 [ 1962 ] p.99.
32 1838 年初頭、The Suffolk Bank は、1836 年に解散した(第2)合衆国銀行の残高の一部を譲り受けた。Whitney [ 1878 ] p.31. この点も、正貨支払再開への準備を助長したと考えられる。更に、The Suffolk Bank は、支払手段として呈示される旧合衆国銀行券の受取も始めた。旧合衆国銀行券の兌換が正貨支払再開時に保証されることになったためである。Whitney [ 1878 ] p.31. 第2次合衆国銀行は、解散後、ペンシルバニア州法銀行として再出発したが、1839 年恐慌の影響で破綻を迎えてしまう。

<sup>&</sup>lt;sup>33</sup> Whitney [ 1878 ] p.30.

<sup>&</sup>lt;sup>34</sup> Dalzell [ 1987 ] pp.187 188.

<sup>&</sup>lt;sup>35</sup> Redlich [ 1947 ] p.75.

られた(本論 1.1)。メーン州所在諸銀行は、The Suffolk Bank からの執拗な兌換請求や、銀行券濫発の抑制など、財務内容の改善を求める施策を受け続ける。それゆえ、サフォーク・システムが自行の与信拡張や利益追求の足枷になる、との認識が、多くのメーン州所在銀行に浸透していたのである。メーン州所在銀行の中からサフォーク・システム反対運動が生じ、州議会への陳情が行なわれたのは、既述の通りである(本論 1.3)。

メーン州所在諸銀行による「反サフォーク・システム」の気運は、1837 年恐慌後も続いた。1837 年度の州バンク・コミッショナーの調査では、調査対象たる 55 のメーン州所在銀行のうち、サフォーク・システム参加銀行は 14 行に留まった<sup>36</sup>。メーン州バンク・コミッショナー自身も、1837 年時点では、サフォーク・システムに批判的であった。

1837年度の州バンク・コミッショナー報告書では、以下の事例が紹介されている。14のサフォーク・システム参加銀行のうち、バンガー(Bangor)所在の2行(The Mercantile Bank of Bangor・The Eastern Bank of Bangor)が、自行窓口で自行銀行券の銷却を実践すべく、The Suffolk Bank から「永久預託金」を引き出し、システムからの脱退を試みた、という事例である。次いで、この事例を好評したうえで、現行のサフォーク・システムに対する運営方法や改善の余地、参加意義の有無を再考すべしという見解が

州バンク・コミッショナーによるサフォーク・システム批判の報告書の上申を受けて、メーン州議会では、サフォーク・システムの抵抗勢力を中心に議会工作が進む。そして、メーン州所在諸銀行の銀行券をメーン州以外の諸地域で銷却することの便宜性、つまり、メーン州所在諸銀行のサフォーク・システム参加の便宜性を問う、合同選任委員会が発足した。

この委員会メンバーの大部分は、「反 サフォーク・システム」の方針に沿って 報告書を作成する。委員達の論拠は、2 点あった。一方は、サフォーク・システ ムがメーン州所在諸銀行の発券を抑制し 地元メーン州への流動性供給を阻む、と いう点である。他方は、サフォーク・シ ステム参加のメーン州所在諸銀行による 発券総額を、The Suffolk Bank に置く兌換 準備総額で除した、銀行券通貨に対する 準備率が、約6対1に過ぎず、健全な比 率(彼らによれば3対1)にない、とい う点である。提出された報告書には、メ ーン州所在銀行に、州域外での自行銀行 券の銷却に関して州域外での代理人設置 を禁止する法案や、銀行券通貨に対する 正貨準備の比率を規制する法律など、諸 法案の草稿が添付された38。

委員の中には、極少数ながら、サフォーク・システム支持派もいた。彼らの論拠は、以下の通りである。ボストンがNEの商業中心地たる以上、メーン州所在諸銀行の銀行券がボストンに向かう流れには、どの法規制でも抑止できない。むしる、サフォーク・システムの便宜を利用しつつ、メーン州所在諸銀行の銀行券が、減価せず額面通りに流通され続けるほう

示されたのである<sup>37</sup>。 州バンク・コミッ

<sup>36</sup> Stackpole [1900] p.73. 14 行の内訳は、メーン州ポートランド (Portland) 所在の 9 行、それに、The South Berwick Bank、The Augsta Bank、バンガー(Bangor)所在の 2 行(The Mercantile Bank、The Eastern Bank)、プリュワー(Brewer)所在の The Agricultural Bank である。

<sup>&</sup>lt;sup>37</sup> Stackpole [ 1900 ] p.73.

<sup>&</sup>lt;sup>38</sup> Stackpole [ 1900 ] p.73.

が重要である。以上である39。

このように、1837 年恐慌直後の時点では、メーン州では、「反サフォーク・システム」の見方が依然として優勢であった。この状況下で、The Suffolk Bank は、メーン州所在諸銀行に書簡を送付し、サフォーク・システムへの参加を繰り返し説得する。メーン州バンガー所在の州法銀行、The Mercantile Bank of Bangor の頭取に対して、The Suffolk Bank は、以下の書簡を宛てている。

バーモント州所在諸銀行は サフォーク・システムへの参加 継続を決めました。マサチュー セッツ、コネチカット、ニュー ハンプシャー所在の各銀行も、 参照の如く反対の意思表示は あったが、参加継続します。本 行は、おもにメーン州との交易 に関心を寄せる複数の商人達 から、以下の事柄を要請されて きました。彼らは、参加継続の 問題に関して貴行を訪れるも しくは貴行と意見交換する時 間を持つまで、貴行の銀行券の 受取を続けるよう、要請し続け てきたのです40。

The Suffolk Bank からの度重なる説得に、遂に、多くのメーン州所在銀行が、サフォーク・システムへの参加をしぶしぶ表明した。結局、1838 年時点で、ボストンで自行銀行券を銷却するメーン州所在銀行は、40 行に上った<sup>41</sup>。

次に、ロードアイランド州を見よう。

既述の通り(本論 1.2) ロードアイランド州では、サフォーク・システムに倣った独自の通貨・信用統轄システムを展開する。 このシステムの柱、 The Merchants' Bank of Providence との提携を基盤にして、The Suffolk Bank は、ロードアイランド州の通貨・信用秩序を間接的に統轄していた。

1837 年恐慌のあと、1838 年夏から、The Suffolk Bank は、The Merchants' Bank of Providence と改めて提携交渉を行う。交渉内容は2点である。第1点は、ロードアイランド州所在諸銀行にサフォーク・システムとの提携の継続を是認させるよう、The Merchants' Bank of Providence に説得してもらうことである。第2点は、The Merchants' Bank of Providence 自体における、銀行券の濫発の状態を改善してもらうことである。後者に関して、The Suffolk Bank は、1838年7月と9月の2度、The Merchants' Bank of Providence の、準備高を超える発券総額を最大 10 万ドルまでとするよう、通達した。

1838 年 12 月、The Suffolk Bank が 2 つの条件を付ける形で、両行は合意に至る。 条件とは、第 1 に、ロードアイランド州 所在諸銀行に対して、準備高を超える発 券総額を 5 万ドルにまで縮減すること。 第 2 に、ロードアイランド州所在諸銀行 が、5 万ドルの制限を超えて自行銀行券 を濫発する状態を続けている場合、その 銀行の銀行券を、The Merchants' Bank of Providence を介さず、各発行元に直接に 兌換請求すること。以上である $^{42}$ 。

州域外の各地、特にボストンから請求 されるロードアイランド州所在銀行の銀 行券の銷却に関して、これまでは、The Merchants' Bank of Providence が集中的に

<sup>&</sup>lt;sup>39</sup> Stackpole [ 1900 ] p.73.

<sup>&</sup>lt;sup>40</sup> Whitney [ 1878 ] p.29.

<sup>&</sup>lt;sup>41</sup> Stackpole [ 1900 ] p.74.

<sup>&</sup>lt;sup>42</sup> Whitney [ 1878 ] pp.30 31.

受け取って代行決済していた。従って、 ロードアイランド州の通貨・信用システ ムを統轄する、The Merchants' Bank of Providence の自立性は、まだ尊重され、 The Suffolk Bank & The Merchants' Bank of Providence とはまだ対等な提携関係に あった。だが、今後は、財務状態の劣悪 な銀行の銀行券については、The Suffolk Bank It, The Merchants' Bank of Providence を飛び越えて直接に各発行元 に兌換請求できるようになった。それゆ え、サフォーク・システムによるロード アイランド州への統轄は、より直接的な ものになったのである。もっとも、サフ ォーク・システム参加の各銀行における、 準備高を超える発券総額が、通常は1万 ドル以内と定められていた (本論 1.1)。 だが、ロードアイランド州所在諸銀行に ついてはそれが5万ドル以内とされてい る。他の州法諸銀行に比して、ロードア イランド州所在諸銀行へのシステム規制 は、まだ緩い部分があった。ともかく、 以後、ロードアイランド州では、各州法 銀行の未決済の銀行券総額と貸付総額と が共に減少することになる。

上記の紆余曲折を経て、ロードアイランド州所在の諸銀行も、サフォーク・システムへの参加意思を遂に表明した。

結局、正貨支払の再開と共に、サフォーク・システムへの参加を継続する銀行は、NE 各州で大多数に及んだ。1837 年恐慌から NE の通貨・信用秩序を守り抜いたその実績は、改めて、The Suffolk Bank への兌換準備の集中を更に促し、NE 所在諸銀行によるサフォーク・システムへの信認を更に集めたのである。

1839 年 10 月 9 日から 10 日にかけて、 アメリカは、再び正貨支払停止の憂き目 に遭う。アメリカ全土を襲った 2 度目の 正貨支払停止は、1839 年末まで続く。と ころが、この間、NE だけは、奇跡的に、 正貨支払停止を完全に回避できた。これ は、サフォーク・システムが NE の通貨・ 信用秩序を支えたことによる。1837 年恐 慌を機に再度高まったサフォーク・シス テムへの信認と、1837 年恐慌時の経験を 活かした、サフォーク・システムを通じ た The Suffolk Bank による「最後の貸手」 機能の実践によって、すなわち、「決済シ ステムの継続」と「他行貸付の増大によ る流動性供給の安定化」との実践によっ て、危機が回避できたのである。

かくして、1837 39 年恐慌の間、サフォーク・システムは、NE の通貨・信用 秩序を守り抜いた。この大試練の間、NE 各州で破綻や支払不能に陥った州法銀行 は、極少数に留まった。特に、ロードアイランド州とコネチカット州では、1 件 も存在しなかったのである<sup>43</sup>。

#### 3. 恐慌後の進展

1837 39 年恐慌の襲来から NE の通貨・信用秩序を守り抜いた実績を背景に、サフォーク・システムには、NE 各州の州法諸銀行や関係当局から、続々と信認が寄せられる。高まる信認を基盤に、サフォーク・システムは、1840 年代、進展し安定化する。以下では、まず、私的事業としてのサフォーク・システムの進展を支えた要因として、「The Suffolk Bankの利益拡大」と「各種公権力による追認」とに着目する。そのうえで、各種公権力による様々な追認を受けつつ、サフォーク・システムの基盤の安定化がどう顕れたかを論ずる。

#### 3.1 The Suffolk Bank の利益拡大

15

<sup>&</sup>lt;sup>43</sup> Hepburn [ 1924 ] p.142.

サフォーク・システムは、1826年末以 降、The Suffolk Bank の単独事業と化して きた。従って、サフォーク・システムの 進展は、The Suffolk Bank の増益と表裏一 体である。1837 39年恐慌を経験したあ と、The Suffolk Bank の利益や事業規模が 一段と拡大する。事業主体たる The Suffolk Bank の業績の堅調さは、サフォ ーク・システムへの信認の増大に寄与す る。この転回を端的に表すのが、1839年 の、The Suffolk Bank の増資である。増資 は、1826年以来2度目で、マサチューセ ッツ州議会へ申請され、州議会で可決さ れた。これを受けて、資本金総額が、75 万ドルから 100 万ドルに増えた。では、 1837 39 年恐慌後、The Suffolk Bank の 利益はどの程度の水準にあったのか。

まず、The Suffolk Bank の配当率の年次 推移を見てみよう(図3)。

The Suffolk Bank の年次配当率は、開業以来、ボストン所在諸銀行の中でも極めて高い水準を維持し続けている。1833 年から 1846 年までは、8%前後で推移し、1847 年以降は、10%を維持し続ける。輪を掛けて、1839 年には、株主に対して、通常の利益配当(8%)に加え、33.3%という驚異的な臨時の特別配当が実施された44。The Suffolk Bank は、他のボストン所在諸銀行を凌ぐ、極めて高額の利益配当を提供し続けたのである。

次に、ボストン株式市場における The Suffolk Bank の株価指数動向を見よう。

株価は、1818年から1863年までの間、 総じて、額面を上回る水準で推移する。 額面割れは、1839年の1度だけである。 この額面割れも、額面=100として最安 値99.75で、極めて小幅である(図4)。 これは、The Suffolk Bank の事業展開に対 する株式市場の評価が一貫して高かったことを物語っている。

この時期の The Suffolk Bank の主な利 益源泉は、2点あった。

1 つは、集中化された豊富な預託金を基礎とする貸付収益である。

The Suffolk Bank による「他行への債権」総額は、他のボストン所在諸銀行のそれを大きく凌ぐ(図2)。また、上述のように、恐慌を防いだ実績から、サフォーク・システムへの参加継続を示す州法銀行がNE 各州で相次ぐ(本論.2.2)。The Suffolk Bank が抱える銀行間預金の総額は、1837 39年恐慌後も、他のボストン所在諸銀行を凌駕しつつ、安定的に推移した(図1)。

もう1 つは、1834 年より実施された、 サフォーク・システム参加銀行に対する、 準備高を超える分の発券総額に対する賦 課収益である(本論1.1)。

この賦課収益に関連して、1839年、The Suffolk Bank は、サフォーク・システム 参加銀行における、準備高を超える過剰 な発券の容認限度額を、従来の1万ドル から2万ドルへと、大幅に引き上げた。 この対応は、The Suffolk Bank が自ら求め る、各行による銀行券濫発の常態化を是 正する方針と矛盾する。なぜ、敢えて、 リスクを冒してまで容認限度額を引き上 げたのか。その理由は定かでない。ただ、 限度額を引き上げておけば、あるシステ ム参加銀行がその上限を踏み越えて賦課 対象になってしまったとき、その銀行の 過剰な発券総額は、従来の限度枠を踏み 超えたときの過剰な発券総額よりも上回 っているはずである。賦課は過剰分の発 券総額に対してかけられるので、賦課対 象となった時点で、その銀行の過剰な発 券総額が大きければ大きいほど、賦課収 益は増える。従って、準備高を超える過

\_

<sup>&</sup>lt;sup>44</sup> Whitney [ 1878 ] p.31.

剰な発券の容認限度額の引上げは、賦課からの増収という、The Suffolk Bank の私益追求の動機に由来したと考えられる<sup>45</sup>。かくして、高額な利益配当の継続と高い株価水準の持続、それに、貸付・賦課収益の増大とから、1840 年代、The Suffolk

Bank の利益総額と利益水準は、ボストン 所在諸銀行の中でも抜群であったことが 窺い知れる。

# 3.2 各種公権力による追認

では、サフォーク・システムの進展を 支える他方の側面、NE 各州の各種公権 力によるサフォーク・システムの追認は、 どう進んだのか。

バーモント州では、1842年、サフォー ク・システム参加の州法銀行に税優遇措 置が発令される46。この優遇措置は、サ フォーク・システムへの参加を促す契機 となる。また、バーモント州所在の全銀 行の銀行券が、30 日毎に、ボストンで The Suffolk Bank によって集中決済され た。更には、「The Suffolk Bank による銀 行券銷却を拒絶するバーモント州所在銀 行に対し、発券総額に 1%の賦課をかけ る」、バーモント州法が制定された47。ま た、同年、The Suffolk Bank がバーモント 州法諸銀行に「道義的説得」を行なって いる。融通手形の過剰な振出が常態化し ているバーモント州法諸銀行に対し、 The Suffolk Bank が、財務体質の改善を警 告したのである。

コネチカット州では、州バンク・コミ

ッショナーが、報告書を通じて、「サフォーク・システムが地方銀行券の減価防衛に寄与した」と弁明した<sup>48</sup>。1849年時点で、コネチカット州所在の全銀行の銀行券が、60日毎に、ボストンの The Suffolk Bank で集中決済されるに至った<sup>49</sup>。

マサチューセッツ州では、1845年に重 要な州法が制定される。それは、「どの州 法銀行も支払時には自行銀行券での支払 を義務付ける」内容であった。この州法 は、サフォーク・システムを後援するこ ととなる。これまでは、各行の各種銀行 券が支払手段として額面通りに受け取ら れ通用していた。だが、この州法の制定 によって、少なくともマサチューセッツ 州法諸銀行に対する支払手段が、自行銀 行券に限定されたのである。マサチュー セッツ州法銀行の The Suffolk Bank は、 この州法に基づいて、サフォーク・シス テム参加諸銀行に対して、自行銀行券以 外の銀行券を、兌換請求ゆえに各発行元 に送還した<sup>50</sup>。1845 年州法は、サフォー ク・システムにおける各種銀行券の銷却 の推進に拍車をかけ、結果的に、各種銀 行券の平均流通期間が、5 週間程度にま で短縮された51。同時に、各種銀行券の 額面通りの流通をも後援したのである。

最後に、かねてからサフォーク・システムへの反感が強かったメーン州では、1840年代を通じて、それまでの全面批判の趨勢から、次第にサフォーク・システムを認容する方向へと変わる。

まず、州バンク・コミッショナーによる 1838 年の報告書では、サフォーク・システムの効能が 2 点示されている。それは、「公正かつ適正な範囲で銀行券通貨

<sup>45</sup> Lake [ 1947 ] は、サフォーク・システム参加諸銀行に対するこの賦課が、The Suffolk Bank の私益追求動機に由来するだろう、と推断する。だが、その私益追求動機が容認限度額の引き上げに直結したかどうかについては、評価を留保する。Lake [ 1947 ] p.190.

<sup>46</sup> Lockwood [ 1958 ] p.10.

<sup>&</sup>lt;sup>47</sup> Helderman [ 1931 ] p.32.

<sup>&</sup>lt;sup>48</sup> Dewey [ 1910 ] p.90.

<sup>&</sup>lt;sup>49</sup> Sumner ed. [ 1896 ] p.417.

<sup>&</sup>lt;sup>50</sup> White [ 1914 ] p.295.

<sup>&</sup>lt;sup>51</sup> Holdworth [ 1928 ] p.211.

の流通を制限する」点と、「ある統一的な 基準で通貨価値を保持する」点とである。 両点が公衆に良い影響をもたらすと述べ、 サフォーク・システム批判の立場から脱 却する兆しが顕れたのである。現に、1839 年時点で、メーン州所在諸銀行の在ボス トン預金総額は、213万5,000ドルに上っ ている。このうち、約半分の106万4.898 ドルが The Suffolk Bank に無利子で置か れた52。ボストンに準備預金を置いたメ ーン州所在諸銀行による、ボストンでの 自行銀行券の鎖却高は、平均で、各行の 発券総額の約40%を占めた53。1837年恐 慌のあと、メーン州所在諸銀行のサフォ ーク・システムへの依存度は、益々高ま ったのである。

ただし、まだこの時点では、メーン州 バンク・コミッショナーによるサフォー ク・システムの全面容認とまではいかな かった<sup>54</sup>。1839 年の同報告書で、以下 3 点のサフォーク・システム批判が復活し ている。

実際、近隣のメーン州所在銀行間で銀行券の交換が実施される。だが、その多くが、近隣諸銀行の銀行券を、わざわざ遠方のThe Suffolk Bank に送付する。これら近隣諸銀行の銀行券を保護・安定化させることで、サフォーク・システムは、かえって、近隣諸銀行間の競争を煽っている。

過去3年間で、メーン州所在銀行の破綻はわずか1行(総額:約85万ドル)だが、ボストン所在銀行の破綻は6行(総額:約230万ドル)である。普段はそこに預託金を置いて様々な便宜を享受するはずのボストン所在銀行だが、実は、破綻の不安がメーン州よりも高い。従って、ボストン所在銀行からメーン州所在諸銀行への資金融通は不安定である。

サフォーク・システムの強権性を示す事例に、The Agricultural Bank (メーン州ブリュワー所在)とThe Suffolk Bank との兌換をめぐる確執がある。The Agricultural Bank は、創設以来、サフォーク・システムへの参加を一貫して拒み、自行銀行券の銷却を自行窓口で長らく実施し続けた。1837年6月26日時点で、The Suffolk Bankから3万3,000ドル分の兌換請求を突き付けられた。同時に、「永久預託金」を置いてシステムに参加するよう、執拗に迫られた55。

1840年の同報告書でも、痛烈なサフォーク・システム批判が盛り込まれている。 「兌換準備の名目で The Suffolk Bank に 預託金を無利子で置くのは、不当な害悪 である。これにより、The Suffolk Bank は 莫大な利益を計上している」<sup>56</sup>。

ところが、1842 年末、州バンク・コミッショナーは、一転して、サフォーク・システムを全面容認する意を示す。1842

<sup>&</sup>lt;sup>52</sup> Chadbourne [ 1936 ] p.44.

<sup>&</sup>lt;sup>53</sup> Stackpole [ 1900 ] p.74.

<sup>54</sup> Helderman [ 1931 ] は、「1838 年時点でメーン州バンク・コミッショナーがサフォーク・システムを健全なシステムと評した」と記される。Helderman [ 1931 ] p.31.だが、1841 年頃までは、サフォーク・システムへの評価が善悪併在する(本論 3.2 参照)。彼らの評価が完全に覆ったのは、1842 年以降である。

<sup>&</sup>lt;sup>55</sup> Stackpole [ 1900 ] p.74.

<sup>&</sup>lt;sup>56</sup> Chadbourne [ 1936 ] p.44.

年 12 月 31 日付の同報告書では、以下の評価が示された。「サフォーク・システムは、専制的かつ圧制的と信じられてきたが、NE 姉妹諸州を襲った全般的危機から我々の金融機関を保護してくれたのは、サフォーク・システムだけであった」<sup>57</sup>。

1842 年当時、サフォーク・システム不参加を頑なに続けたメーン州所在銀行は、バンガー所在の The Mercantile Bank of Bangor、カレー(Calais)所在の The Calais Bank、ウエストブルック(Westbrook)所在の The Westbrook Bank である。3 行の銀行券は、発行元の財務内容が比較的健全であったにも拘わらず、市中では、1~8%割引されるほど低く評価されて流通し続けた58。逆に言えば、「サフォーク・システム参加」という「看板」を持つだけで、その銀行券銘柄の信頼性が高く評価される状態にあったのである。

その後、メーン州では、州単位で、健全な銀行制度の構築に乗り出す。1846年8月10日には、メーン州議会で以下の修正法案が可決・成立した。それは、「各州法銀行について、払込資本金総額の50%を超える額の発券に対しては、その超過総額につき3分の1の正貨準備を義務付ける」内容であった59。

1848年の時点で、サフォーク・システム不参加を続けるメーン州所在銀行は、The Mercantile Bank of Bangor と The Calais Bank との 2 行に減っていた。両行の銀行券は、所在地から 50 マイル以上離れた諸地域では、大幅な減価なしでは流通しえなくなっていた<sup>60</sup>。財務内容に問題のない銀行の銀行券が、「サフォーク・システム不参加」というだけで、大

幅な減価を余儀なくされる。サフォーク・システムの統轄力とそれに裏付けられる信頼性が、社会的にいかに過度に評価されていたかが、窺われる。

#### 3.3 システム基盤の安定化

既述のように、「The Suffolk Bank の利益拡大」と「NE 各州公権力からのシステム追認」を介して、1840年代、サフォーク・システムの存立基盤がますます安定化してゆく。存立基盤の安定化は、以下2点で確認される。

1 つは、ニューヨーク市所在諸銀行との対比である。

ニューヨーク市は、1837 39年恐慌後、 アメリカの金融中心地として頭角を顕し てくる。それまで金融中心地であったボ ストンやフィラデルフィアに比肩し始め た。アメリカ各地の州法諸銀行から、二 ューヨーク市所在諸銀行に、銀行間預金 が集中し始める。ところが、ニューヨー ク市所在諸銀行への残高総額のうち、NE 所在諸銀行が置いた残高総額は、他の諸 地域の諸銀行が置いた残高総額よりも著 しく低かった<sup>61</sup>。これは、NE 所在諸銀行 が、サフォーク・システムを通じて、ボ ストン所在の The Suffolk Bank に銀行間 預金を集中化させていたことによる。NE 所在諸銀行は、サフォーク・システムへ の高い信認を背景に、金融中心地として ボストンを重視し続けたのである。

もう1つは、The Suffolk Bank による各種銀行券の買取・銷却高の激増である。この激増は、サフォーク・システムの業務規模の拡大を、率直に物語っている。では、1840年代、サフォーク・システムでの銀行券銷却高がどう増え、この実状にThe Suffolk Bank がどう対応したのか。

<sup>&</sup>lt;sup>57</sup> Magee [ 1923a ] pp.355 356.

<sup>&</sup>lt;sup>58</sup> Magee [ 1923a ] p.354.

<sup>&</sup>lt;sup>59</sup> 奥田 [ 1926 ] p.82.

<sup>&</sup>lt;sup>60</sup> Magee [ 1923a ] p.354.

<sup>&</sup>lt;sup>61</sup> Myers [ 1931 ] p.109.

The Suffolk Bank の銀行券銷却高は、1840年以降、右肩上がりが続く(表 2)。これは、各地での州法銀行の増設と、準備高を大きく超える自行銀行券の濫発が常態化している銀行とがいまだ多いことによる。1841年12月には、The Suffolk Bankによって、これまでになく強い態度で回状が示される。それは、「財務内容が改善できなければ当該銀行券をThe Suffolk Bankで決済せず、当該銀行の窓口に対して直接に兌換請求する」という内容である。この回状は、準備高を大きく超えた自行銀行券の濫発がいまだ常態化したままにあった、103のサフォーク・システム参加諸銀行に送られた62。

だが、こうした The Suffolk Bank の強い姿勢にも拘わらず、銀行券銷却高は増加し続ける。1844年の時点で、過去最高(1836年;1億2,669万1,000ドル)に並ぶ。1847年、同銷却高が1億6,548万7,000ドルを超えた時点で、The Suffolk Bankによる銀行券銷却は、日毎でなければ処理できなくなった。1849年には、同銷却高が2億ドル近くに達した(表2)。

1849年10月、The Suffolk Bank は、各種銀行券の集中決済業務を司る、フォーリン・マネー担当部局の規模拡張を決めた。具体的には、資金充当の拡大には、ボストン所在銀行のThe Atlas Bank の一部を1,000ドルで間借りして対処された<sup>63</sup>。加えて、サフォーク・システム参加諸銀行に対して、The Suffolk Bank に兌換目的で銀行券を持ち込む際に、フォーリン・マネーとボストン・マネーとの分別を義務付けた<sup>64</sup>。これは、銀行券銷却業

務の煩雑の緩和を狙っての措置である。 The Suffolk Bank の銀行券銷却高は、1858 年のサフォーク・システム停止時まで、 顕著に伸び続けることとなるのである。

#### むすび

論者の究極目標は、中央銀行なきフリーバンキングの時代と呼ばれた、南北戦争以前のアメリカ・NEで、地域単位で、通貨・信用秩序の健全性の維持に寄与したとされる、サフォーク・システムの特異な「自生性」の全容を探り、フリーバンキング論をめぐる歴史的論拠の当否との関連で、再評価することにあった。この目標のもと、本論では、1830・40年代の、サフォーク・システムの実態を論究し、以下の内容が解明された。

1830年代、州主権の連邦統治を推進する「ジャクソニアン・デモクラシー」の 風潮のなかで、NE 各地でも、州法銀行の新設が激増する。同時に、各州法銀行による、準備高を超えた自行銀行券の濫発で、与信量が膨脹する。これに対し、 The Suffolk Bank は、「道義的説得」や賦課を実践し、発券総額の抑制と未決済の各種銀行券の兌換請求とを促した。The Suffolk Bank による「道義的説得」や賦課は、マサチューセッツ州やメーン州の一部地方銀行からの反発を生んだ。

アメリカ全土を揺るがした 1837 39 年恐慌の襲来にも、NE だけは通貨・信用秩序の著しい動揺を免れた。The Suffolk Bank による、サフォーク・システムの運営を通じた、「決済システムの継続」と「他行貸付の増大による流動性供給の安定化」が、奏効したためである。恐慌が波及し正貨支払が停止された時に、The Suffolk Bank は、NE の「銀行の銀行」として、「最後の貸手」機能を自発的に実践したのである。サフォーク・システム

<sup>&</sup>lt;sup>62</sup> Whitney [ 1878 ] p.32.

<sup>&</sup>lt;sup>63</sup> Whitney [ 1878 ] p.43.

<sup>&</sup>lt;sup>64</sup> Whitney [ 1878 ] p.43.

の生成過程を通じて、一商業銀行たる The Suffolk Bank には、「銀行の銀行」と しての中央銀行的な機能の一部が内生し ていたが、1830 年代、特に、1837 39 年恐慌の経験を通じて、「道義的説得」や 「最後の貸手」機能が実践され、中央銀 行的な機能が更に育成されて、NE の中 央銀行としての性格に更に近づいた。

1837 39 年恐慌から NE の通貨・信用 秩序の動揺を防いだ実績を機に、1840 年 代、サフォーク・システムは、業務規模 を更に拡延させる。この拡延は、「The Suffolk Bank の利益拡大」と「NE 各州公 権力による追認」とを軸に展開された。 システム基盤の安定化は、NE 所在諸銀 行による金融中心地としてのボストンの 重視と、The Suffolk Bank による銀行券銷 却高の激増とに、顕れた。

以上の分析結果は、フリーバンキング 論の擁護・批判のどちらにも有力な歴史 的論拠として引き合いに出される、特異 で曖昧な性格を帯びた、サフォーク・シ ステムの「自生性」を、フリーバンキン グ批判の見地から再評価されるべきもの であることを裏付けるものである。サフ ォーク・システムの「自生性」とは、実 は、中央銀行のない、通貨・信用秩序の 不安定な時代のなかで、一商業銀行たる The Suffolk Bank が、地域ならびに民間単 位で、自発的に、様々な「利害対立」を 内包しつつ試行錯誤しながら、中央銀行 的な役割をなんとか担おうとした、特殊 な過程だったのである。本分析で解明さ れたように、1830年代の景気高揚、そし て、1837 39年恐慌の襲来とそれへの対 応のなかで、The Suffolk Bank は、NE所 在の各州法銀行に、自行銀行券の濫発抑 制と決済推進とを迫る「道義的説得」を 実践し、「銀行の銀行」としての監督的な 役割を担う。正貨支払停止が波及して信

用秩序が逼迫すると「最後の貸手」機能を自発的に実践し、また、集中決済業務の持続によって、各種銀行券の通貨価値の減価を防衛したのである。こうした実績が、NE 各州の州法諸銀行や各種公権力からの更なる信認を集め、1840 年代、システム基盤を安定化させたのである。

だが、1840年代のシステム基盤の安定性はやがて消え、1850年代、サフォーク・システムは、紆余曲折の果てに運営停止を余儀なくされることとなる。NEの中央銀行的な性格を強めていたはずのThe Suffolk Bank、ならびに、NE 各州の公権力や諸銀行から信認を集めていたはずのサフォーク・システムが、なぜ崩壊したのか。この分析は今後の課題である。

# 参考文献

Chadbourne, W.W.[ 1936 ] *The Banking History in Maine 1799-1930*. University Press.

Dalzell, R.F. [ 1987 ] *Enterprising Elite*. Harvard University Press.

Dewey, D.R.[ 1910 ] State Banking before the Civil War. U.S.Government Printing Office. (National Monetary Commission).

Erving, H.W. [ 1925 ] *The Connecticut River Banking Company 1825* 1925. Hartford.

Goodhart, Charles[ 1988 ]*The Evolution of Central Banks*. MIT Press.

Gras, N.S.B. [ 1937 ] *The Massachusetts First*National Bank of Boston 1784-1934. Cambridge.

Hammond, Bray [ 1957 ] Banks and Politics in America from Revolution to the Civil War.

Princeton U.P.

Hepburn, A.B.[ 1924] A History of Currency in the United States. Macmillan.

Helderman, L.C.[ 1931 ]*National and State Banks*. Boston.

Hildreth, Richard [ 1837 ] *The History of Banks*. Routledge/Thoemmes Press.

Holdsworth, J.T. [ 1928 ] *Money and Banking 6th ed.* D.Appleton-Century Co.

Hunts' Merchants' Magazine [ 1841 ] Vol.5. Hunts' Merchants' Magazine [ 1851 ] Vol.25.

Kilborne, R.D. [ 1932 ] *Principle of Money and Banking 3 rd ed.* McGraw-Hill Co.

Kroszner, R.S. [ 1996] "Comment on the efficiency of self-regulated payments systems:

Learning from the Suffolk System." Journal of Money Credit and Banking .28-2.

Lake, W.S. [ 1947 ] "The End of the Suffolk System." *Journal of Economic History*. Vol.7.

Lockwood, W.M. [ 1958 ] *Eighty Seven Years! Of Banking in Vermont*. The Newcomen Society in North America.

Magee, J.D. [ 1923a ] *Materials for the Study of Banking*. Prentice-Hall Inc.

Martin, J.G. [1871] Seventy-three years' history of The Boston Stock Market. The Author.

Mullineaux, D.J. [ 1987] "Competitive monies and the Suffolk Banking System: A contractual perspective." Southern Economic Journal 53.

Myers, M.G.[ 1931 ]*The New York Money Market*. Columbia University Press.

Redlich, Fritz [ 1947 ] *The Molding of American Banking.Vol.* . New York: Hafner.

Rolnick, A. J., Smith B.D., & Weber, W.E. [ 1998 ] "Lessons From a Laissez-faire Payments System: The Suffolk Banking System ( 1825 1858 ) ." FRB of Minneapolis Quarterly Review. 22-3.

Rolnick, A J., Smith B.D., & Weber, W.E. [ 2000 ] "The Suffolk Bank and the Panic of 1837." *FRB of Minneapolis Quarterly Review.* 24-2.

Root, L.C. [ 1895 ] "New England Bank
Currency. "Sound Currency. Vol. . No.13.
Stackpole, E.B. [ 1900 ] "State Banking in
Maine. "Sound Currency. Vol. . No.5.

Sumner, W.G. ed. [1896] A History of Banking. Vol. . The Journal of Commerce & Commercial Bulletin.

Temin, Peter [ 1969 ] *The Jacksonian Economy*. W.W.Norton.

The Monetary Commission [ 1898 ] "Bank Note Redemption." Sound Currency. Vol. . No.10.

Timberlake, R.H. [ 1965 ] *Money,Banking,and Central Banking*. Harper & Row Publishers.

Trivoli, George [1979] *The Suffolk Bank: A Study of a free-enterprise clearing system.* Adam Smith Institute.

Walker, Amasa [ 1857 ] *Money and Mixed Currency*. Greenwood Press.

Weber, W.E. [ 1999 ] "Balance Sheets for U.S. antebellum state banks." *FRB of Minneapolis*. *ReserchDepartment*.http://woodrow.mpls.frb.fed. us/research/economists/wewproj.html.

White, Hoarce[ 1914 ] Money and Banking fifth ed. Boston, Mass.

Whitney, D.R. [ 1878 ] *The Suffolk Bank*. The Riverside Press.

大森拓磨 [ 2002a ] 「サフォーク・システムの 起源」、『金融経済研究』(日本金融学会) 18. 大森拓磨[ 2002b ] 「サフォーク・システムの生成」 Discussion Paper Series (東京大学) CIRJE – 69. 奥田勲 [ 1926 ] 『米国銀行制度発達史』、内外 出版。(復刻版) 有明書房、1988 年。 寺地孝之[ 1988 ] 「1837 年恐慌の国際的波及」 『商学論究』(関西学院大学) 36 2. 豊川卓二[ 1972 ] 「アメリカ産業革命期の金融 恐慌と銀行」、『金融経済』((財)金融経済

町田義一郎[1962]「マサチューセッツ州の金融制度」、塚本石五郎編『アメリカ諸州の金融制度』所収、(財)大蔵財務協会。 宮田美智也[1989]「アメリカにおける1837年恐慌と信用制度」、『金沢大学経済学論集』 (金沢大学)9-3.

研究所) 133.

表 1 NE 各州の銀行数 1830 1839年.

	MA 州	在ボストン	ボストン域外	メーン州	NH州	RI州	CN 州	BA 州
1830年	63	17	46	18		46		
1831年	70	20	50	17	21			
1832年	83	22	61	17	22	49		
1833年	102	25	77	23	22	51		
1834年	103	26	77	28	24	58	28	17
1835年	105	28	77	30	25	61	31	
1836年	117	33	84	36	26		31	19
1837年	129	34	95	55	27	62	31	19
1838年	120	28	92	50	27	62	31	19
1839年	118	27	91	44	28	62	31	19

註) MA=マサチューセッツ、NH=ニューハンプシャー、

RI=ロードアイランド、CN=コネチカット、BA=バーモント

出所) Root[1895]、Hunts' Merchants' Magazine [1841] pp.138-139.

表 2 The Suffolk Bank の銀行券銷却高 1834-1849 年. 単位: 1000 ドル

1834年	76,248	1842年	105,671
1835 年	95,543	1843 年	104,443
1836年	126,691	1844 年	126,225
1837年	105,457	1845 年	137,977
1838年	76,634	1846年	141,539
1839年	107,201	1847 年	165,487
1840年	94,215	1848 年	178,100
1841年	109,089	1849年	199,400

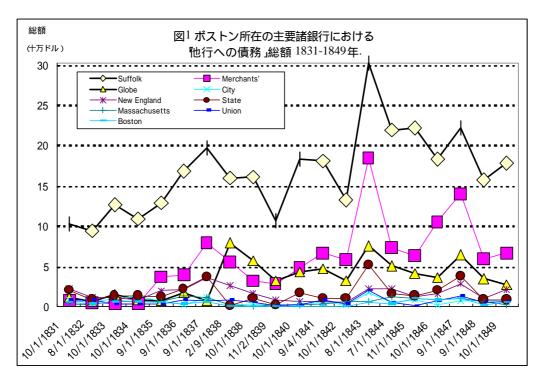
出所) Hunts' Merchants' Magazine [1851] p.467.

# 表 3 The Suffolk Bank の貸借対照表 1831-1849 年. 単位; ドル

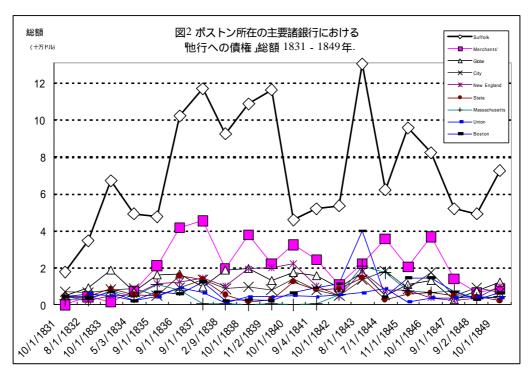
資産項目

	NEXT NEXT NEXT NEXT NEXT NEXT NEXT NEXT											
	割・貸付	正貨	他行銀行券	他行への債権	不動産	資産総額	銀行券債務	預金債務	他行への債務	資本	純利益	負責・資本総額
10/1/1831	1,490,007.06	112,592.99	547,087.28	177,949.55	57,200.00	2,384,836.88	277,036.00	296,693.96	1,031,374.76	750,000.00	29,732.16	2,384,836.88
8/1/1832	1,217,363.51	127,131.43	354,753.40	346,090.67	54,274.58	2,099,613.59	239,905.00	112,326.67	944,230.27	750,000.00	53,151.65	2,099,613.59
10/1/1833	1,012,639.99	158,752.74	380,519.83	669,524.88	53,069.58	2,274,507.02	85,475.00	97,538.54	1,268,429.98	750,000.00	73,063.50	2,274,507.02
5/3/1834	1,173,531.77	69,321.68	360,960.40	494,147.15	53,035.83	2,150,996.83	113,352.00	111,742.59	1,086,810.13	750,000.00	89,092.11	2,150,996.83
9/1/1835	1,327,367.51	49,845.84	549,796.05	475,490.19	77,669.17	2,480,168.76	119,453.00	321,118.65	1,285,847.11	750,000.00	3,750.00	2,480,168.76
9/1/1836	1,188,899.19	126,553.10	429,394.33	1,021,200.26	79,261.59	2,845,308.47	134,720.00	263,246.40	1,678,592.07	750,000.00	18,750.00	2,845,308.47
10/1/1837	1,381,798.85	109,732.27	413,234.20	1,171,193.15	70,591.64	3,146,550.11	23,691.00	404,110.66	1,968,748.45	750,000.00	0.00	3,146,550.11
2/9/1838	1,293,099.63	108,421.70	369,725.24	924,078.72	68,567.89	2,763,893.18	15,379.00	133,575.42	1,593,163.69	750,000.00	271,775.07	2,763,893.18
10/1/1838	1,380,722.60	135,550.16	400,752.50	1,089,555.25	62,521.64	3,069,102.15	219,661.00	205,092.46	1,614,185.01	750,000.00	280,163.68	3,069,102.15
11/2/1839	647,725.04	138,453.33	310,458.75	1,161,945.92	60,078.86	2,318,661.90	112,863.00	80,041.89	1,064,898.35	1,000,000.00	60,858.66	2,318,661.90
10/1/1840	1,769,811.31	602,114.36	438,815.25	461,280.47	56,883.86	3,328,905.25	175,093.00	239,320.17	1,831,580.33	1,000,000.00	82,911.75	3,328,905.25
9/4/1841	1,796,259.38	553,718.21	377,313.00	520,540.92	66,872.70	3,314,704.21	206,661.00	162,275.69	1,811,291.70	1,000,000.00	134,475.82	3,314,704.21
10/1/1842	1,399,596.94	308,551.10	483,085.87	535,643.09	40,114.89	2,766,991.89	184,543.00	148,017.54	1,329,068.44	1,000,000.00	105,362.91	2,766,991.89
8/1/1843	1,938,430.64	1,038,808.43	376,822.00	1,302,592.54	34,043.92	4,690,697.53	246,543.00	281,019.11	3,019,657.98	1,000,000.00	143,477.44	4,690,697.53
7/1/1844	2,041,633.20	784,736.74	505,773.00	621,328.05	100,376.90	4,053,847.89	257,170.00	397,194.15	2,188,821.68	1,000,000.00	210,662.06	4,053,847.89
11/1/1845	1,753,555.23	389,989.33	704,599.00	958,578.40	100,412.11	3,907,134.07	318,027.00	161,417.98	2,219,021.65	1,000,000.00	208,667.44	3,907,134.07
10/1/1846	1,795,656.03	239,702.01	553,486.00	821,475.07	100,456.91	3,510,776.02	245,362.00	206,800.71	1,825,907.65	1,000,000.00	232,705.66	3,510,776.02
9/1/1847	2,174,024.98	706,858.36	568,140.00	517,643.42	100,058.62	4,066,725.38	320,063.00	226,912.42	2,215,790.61	1,000,000.00	303,959.35	4,066,725.38
9/2/1848	1,855,148.48	387,591.30	451,901.57	494,006.49	100,000.00	3,288,647.84	210,038.00	187,926.05	1,572,025.55	1,000,000.00	318,658.24	3,288,647.84
10/1/1849	1,427,598.12	369,610.25	779,378.81	725,193.97	100,000.00	3,401,781.15	132,145.00	191,451.53	1,787,379.45	1,000,000.00	290,805.17	3,401,781.15

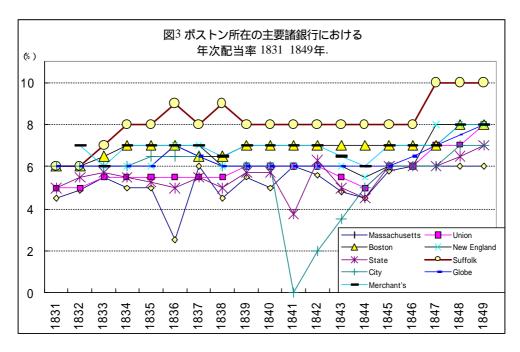
出所) Weber[1999] をもとに作成。



出所) Weber [1999] をもとに作成。

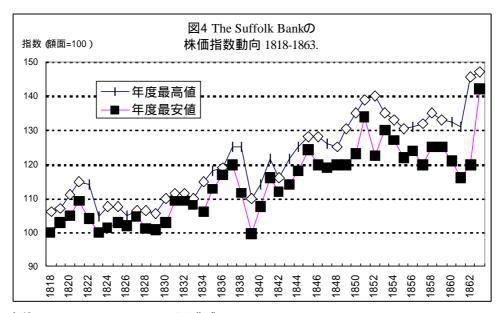


出所) Weber [1999] をもとに作成。



出所) Martin [1871] pp.45 48. より作成。

註)配当は、4月と10月との年2回支払われた。年次配当は、2回の配当の総計を示す。



出所) Martin [1871] pp.45 48. より作成。